平成２３年（フ）第４２３号
千葉県佐倉市井野1444番地15　プレステージ志津201
債務者　大空　彰慈
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３０号
千葉県八街市榎戸983番地１　ヴィレッヂさつきⅢ102
債務者　野瀬ヒサ子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３３号
千葉県佐倉市上志津1341番地20
債務者　及川　真弓
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３４号
千葉県佐倉市上志津1341番地20
債務者　及川登美男
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５７号
千葉県白井市清水口１丁目３番１棟603号
債務者　坂本　美奈（旧姓板山）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６１号
千葉県木更津市潮見４丁目４番地２
債務者　前田　幸介
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１号
千葉県木更津市本郷２丁目５番17号
債務者　鈴木さとみ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第７号
栃木県宇都宮市西原町600番地20　サニーコート103
債務者　中山真奈美（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３号
栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　テイ・エム自立支援宿泊所Ｂ―110
債務者　谷川　州一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１号
横浜市西区東久保町13番17号
債務者　高田　孝次
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８号
横浜市金沢区片吹45番２号
債務者　筬島　順子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
神奈川県大和市深見西８丁目10番31―401号
債務者　藏本　文子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
神奈川県大和市中央林間４丁目２番11―805号
債務者　相澤眞喜子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０４号
栃木県宇都宮市御幸本町4863番地16　リーベカマイⅠ201、前住所栃木県宇都宮市立伏町893番地７
債務者　金田　浩一
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７１号
栃木県鹿沼市朝日町1941番地１　サンデュエル鹿沼803号
債務者　大門　寿子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９号
静岡県磐田市見付4482番地１　マリアパレス１―205号、前住所静岡県磐田市国府台70番地２　マリアパレス５―２Ｆ―205号
債務者　伊藤　愛子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係